

愛知地方最低賃金審議会

第3回 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和7年10月9日(木) 午前9時30分~午前11時10分

場 所 桜華会館本館3階 竹の間

出席者

(公益代表委員) 長谷川部会長、水野部会長代理、鈴木委員

(労働者代表委員) 寺田委員、西尾委員

(使用者代表委員) 古閑委員、佐藤委員

(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、
松永専門監督官、水谷賃金指導官、白川賃金指導官、吉田賃金調査員

議題 (1) 令和7年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について

(2) その他

議事

○白川賃金指導官

ただ今より、第3回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載の 1 から 4 を配付させていただいております。不足等ございませんでしょうか。

本日の専門部会は公開となっておりますが、傍聴者の希望及び報道機関の取材がなかったことをご報告させていただきます。

それでは以降の議事進行を長谷川部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○長谷川部会長

はい、皆様おはようございます。ただ今より第3回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を始めます。事務局は委員の出欠状況についてご報告してください。

○白川賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名の全員がご出席、労働者代表委員は小松昌亀委員がご欠席され2名のご出席、使用者代表委員は竹内弘一委員がご欠席され2名のご出席となっております。委員定数9名中7名がご出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員がご出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数、全委員の3分の2

以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席を満たしていることをご報告いたします。

○長谷川部会長

ただ今事務局より本部会は定足数を満たしている旨の報告がございました。それでは、会議次第に従いまして議事を進めたいと思います。議題(1)「令和7年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について」でございます。

前回までに専門部会におきましては、労使双方から基本的な意見表明をいただいております。労働者側からは引き上げ額 76 円、主張額 1,157 円、使用者側からは引上げ額 60 円、主張額 1,141 円の具体的提示がありました。労使双方の金額には 16 円の開きがあり、公益委員の方から双方でさらなる検討をお願いしてありましたところでございます。本日は改正金額につきまして、改めて現時点での労使各側の考え方をお伺いしたいと思います。また、資料がございます場合はその説明もお願いいたします。

まず、労働者代表委員お願いをいたします。

○寺田委員

おはようございます。労働者代表の寺田です。よろしくお願ひいたします。まず資料はございません。金額につきましても前回と変わらず 76 円の、1,157 円というふうに現時点で考えておりまして、最後まで審議を尽くしてまいりたいと思います。以上です。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。続きまして使用者代表委員お願いいたします。

○古閑委員

はい、使用者側の古閑でございます。使用者側も資料はございません。また金額も従来どおり 60 円ということで、こちらも変わりありませんのでよろしくお願ひいたします。

○長谷川部会長

はい、ただ今労使双方の委員からお考えをお伺いしましたが、労働者側から使用者側へ、あるいは使用者側から労働者側へのご意見とかご質問などがあればお願ひいたします。

(労使に確認)

○長谷川部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。今改めまして労使双方の委員の方からお考えをお伺いしました。お考えにまだ隔たりがある状況です。

このため本専門部会につきましては、一旦休会とさせていただき、さらに検討をお願いするところでございます。よろしいでしょうか。

(労使の了承を確認)

○長谷川部会長

それでは、本専門部会を一旦休会とさせていただきます。

○白川賃金指導官

それでは、労働者代表委員からご案内いたします。ご移動をお願いいたします。

(休会)

(専門部会 再開)

○長谷川部会長

それでは専門部会を再開いたします。双方の打ち合わせの結果、現在のところのお考えを金額も含めてお伺いをしたいと思います。

まず労働者代表委員よろしくお願ひいたします。

○寺田委員

労働者側で打ち合わせをしたところ、ある程度の譲歩、歩み寄りをすることになりまして、改めて、いただいているデータを確認させていただきまして、春闘の賃上げのところで、これまで自動車総連の企業内最低賃金のところで出させていただきましたけれども、ある程度愛知県のところを細分化していただいて、資料 4 の 9 ページ表の 1、これが全体の県の状況でありますけれども、輸送用機械器具が中段から少し下にありますけれども、そちらの賃上げ率 5.93% ということで、産業全体が製造業よりも高い数字でありますので、こちらの数字を波及させるという意味で、こちらを用いて参考にさせていただきながら、あと影響率もこちらの方で見させていただいて、引上げ率に合わせて見させていただいて、我々としては最大限 1 円でも高くということでありますので、そうなると 17.3%、引上げ率 5.93% になるので、その影響率で見ますと 17.3% になりますので、その最大の 67 円のところに今のところ検討しているという状況にな

ります。以上になります。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございました。それでは、使用者代表委員からお願ひいたします。

○古閑委員

使用者側ですけれども、検討した結果ですけれども、当初 60 円という話だったのですが、地賃も 63 円になるということで、最低限 63 円は必要かなという話になりました。ただ、先ほど春闘の話もあったのですけれども、春闘の報告も労働組合さんのある企業さんですので、ここでいくと、なかなか労働組合さんに入っていないですね、ということであったり、中小零細、そういう企業さんのことを考えると 5.93 % という数字は高い数字になっていますので、これはちょっとなかなか受け入れが難しいなというところはありましたので、現時点では 63 円というところでお願いしたいと思います。以上です。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。双方ご検討いただきましてありがとうございます。ただ今のお話をまとめますと、労働者側は引上げ額 67 円の 1,148 円、使用者側は引上げ額 63 円の 1,144 円というところでございます。

現時点でかなり双方の歩み寄りがみられているというところは評価できますが、まだまだ開きがあるところでございます。

公益委員といたしましては、公益委員の現在の基本的な考え方をお示しし、再度双方でご検討いただきたいというふうに考えます。

公益委員の基本的な考え方を述べさせていただきます。愛知県の春闘の輸送用機械器具の平均の引上げ率 5.93 % を基礎に、10 月 1 日以降の物価の上昇が引き続き継続しているという状況、さらには中小企業におきまして原資の確保に係ってまいります価格転嫁につきましても、資料に示していただきましたように、一定程度価格転嫁の交渉はされているものの、転嫁率につきましては 10 % 未満というところが見られ、なかなか思うようにはいっていないというような中小企業の状況も非常に苦しいというところも加味しまして、公益としましては引上げ額 65 円、1,146 円というのを再度双方にご検討いただきたいというふうに思います。

ご検討よろしいでしょうか。それでは一旦部会を休会といたします。

○白川賃金指導官

それでは労働者代表委員の方からご案内いたします。ご移動をお願いいたします

す。

(休会)

(専門部会 再開)

○長谷川部会長

それでは、専門部会を再開いたします。休会中の打合せにつきまして、ご検討をいただいたことだと思います。

まず労働者代表委員からお考えをお示しください。

○寺田委員

お時間をいただきありがとうございました。労働者側で打ち合わせをした結果先ほど 67 円ということでありまして、公益から 65 円ということありました。

改めて私たちの方でも影響率というところが同じだといえども、使用者側もありました、なかなかここにも表れていない中小の皆さんのことを考えていくと、単純にいつも上げていけばいいというものでもないと思いますし、同じ影響率の中でも公益の示していただいた 65 円というところは、我々としても地賃の引上げ額を超えていているというところも、優位性というところも担保できているということでありますので、苦渋の決断ではありますけれども、65 円ということでおも考えていきますのでよろしくお願ひいたします。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。それでは、使用者代表委員いかがでしょうか。

○古閑委員

使用者代表の古閑ですけれども、我々が打ち合わせをした結果ですけれども、当初 63 円という話だったのですが、公益の先生といろいろお話をさせていただいて、影響率もあるのですけれども、我々も苦渋の決断ということで、このまま 65 円という数字をお願いしたいなと考えていますのでよろしくお願ひいたします。

○長谷川部会長

労使双方大変綿密にご検討をいただきましてありがとうございました。

ただ今労使双方から引上げ額 65 円で意見が一致となりましたので、時間額 1,146 円をもって専門部会報告といたします。

引き続き本審への報告書（案）を審議いたしますので事務局は用意してください。

それでは、報告書（案）をお示しするのに少々時間がかかりますので、委員の皆さんしばらくお待ちください。

（報告書（案）を作成後、全員に配付）

○長谷川部会長

それでは、再開をいたします。事務局から報告書（案）を読み上げてください。

○佐野賃金課長

それでは、読み上げさせていただきます。着座にて失礼いたします。

（案）

令和7年10月9日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県輸送用機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長 長谷川 ふき子

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月5日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

委員名の読み上げは省略させていただきます。

別紙

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業、舶用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (2) 建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月末満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、贿い又は湯沸しの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,146円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月16日

以上です。

○長谷川部会長

ただ今の報告書(案)について、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○寺田委員

ちょっと確認だけです。先ほどの別紙3の(2)は雇入れ後3月の力は、いるないの認識でよろしいでしょうか。

○佐野賃金課長

はい、力は、いるないです。

○寺田委員

ありがとうございます。

○長谷川部会長

他によろしいでしょうか。それでは、この報告書(案)で、10月15日開催予定の本審に報告することとしたいと考えています。よろしいでしょうか。

(労使に確認)

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。報告書(案)は専門部会で承認されました。従いまして正本を作成し、当部会の報告内容として10月15日開催予定の本審に報告することといたします。

本日は、第3回目の専門部会でしたが、それぞれ労使の皆様の熱心かつご丁寧なご審議をいただきまして、その結果、全会一致で結審となりました。部会長として厚くお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

結審に当たりまして、労働基準部長からご挨拶がございます。

○高橋労働基準部長

挨拶の前にリーフレットを配らせていただきます。

(ポスターデザインコンテストのリーフレットを配布)

○高橋労働基準部長

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、本審議にご参加いただきまして、熱心に議論をしていただきまして、誠にありがとうございます。

おかげさまで、全会一致ということで、金額を改定することに至ったところでございます。

今後につきましては、先ほど部会長の方からお話がございましたように、来週

水曜日、10月15日の最低賃金審議会の本審におきまして決定されるということになります。事務局としましては、引き続き発効がスムーズにいくように手続を進めてまいりたいと思います。

併せて、お時間をいただきまして、今後の周知についてご説明させていただきます。まずこのカラーの、近藤春菜さんの載っている最賃のリーフレットですけれども、このポスターにつきましては、近日中に各団体様に送付させていただく予定としておりますので、到着後掲示等していただけるとありがたいと思っております。

併せて、今回もう一枚の方を紹介させていただきますと、今年度初めての取り組みということで、愛知県最低賃金ポスターデザインコンテストを今開催しているところでございます。

こちらがどういったものかと申しますと、愛知県在住の学生の方あるいは愛知県の学校に通学されている方たちを対象としまして、愛知県をイメージさせるイラストを募集しまして、その最優秀作品に選ばれたイラストを活用したポスターを作成して周知をしていきたいと思っております。

こちらのポスターにつきましては、今日決めていただきました輸送用の特賃額も掲載する予定としております。現在学生さんの方からポスターのデザインを募集しております、その期間が11月10日となっておりまして、その後、この下の黒囲みを見ていただきたいのですが、12日から12月7日にかけて県内在住の方に広くこのポスターイン、この投票を募ることとしております。ぜひとも多くの方々にご参加いただいたうえで、最優秀作品を選出したいと思っておりますので、是非皆様方におかれましても、この周知にご協力をいただけると有難いかなと思っております。

併せて、この黒囲いの右の方のところですけれども、今回応募作品を特別展示という形で、名古屋市の栄にありますナディアパークの2階のオープンスペース、こちらの方で11月17日から21日にかけて展示することとしておりまして、こちらの方でも投票できるような仕組みとしてあります。県民挙げてポスターを作り上げたと、そういうような形にしたいと思っておりますので、是非とも周知のために、各委員の方に積極的にお声がけいただくとともに、西尾委員におかれましても、是非組合の皆様にご紹介いただけると非常にありがたいかなと思っております。

引き続き私どもとしましては、しっかりと周知していきたいと思っています。最後になりますが、今回非常にご熱心に短いタイトな期間でありましたが決定に至りまして、ありがとうございました。また、今後ともよろしくお願ひいたします。

○長谷川部会長

ありがとうございました。それでは最後に、議題（2）「その他」に入りますが、労使各側から何かございますでしょうか。よろしいですか。

○佐藤委員

一つだけよろしいでしょうか。1,146円ということで決まって、三者合意で決まつたことですが、昨今の最低賃金の大幅な引上げが進んでいる中で、輸送用機械器具の特賃の中にある、どうしても考えられる矛盾と不公平、これを私としては考えていっていただきたいなと思います。

輸送用機械器具、自動車部品製造は、メーカーからサプライヤーに向けて非常に重層的な構造になっていまして、下請けにいけばいくほど仕事が、工程が細分化あるいは単純化されて、他の業界、ここでいう汎用ですか、精密、電機機械等とほとんど同じような仕事になってしまふのですね。

その中で業種分類が変わるだけで特賃が変わっていくというのは、非常に矛盾と不公平があるように考えてしまいます。なので、出来ればこの輸送用機械器具の特賃ではなくて、地賃の中に統一されていくようなことをしないと、この矛盾と不公平は解消されないのでないかと思いますので、地方審でそういうことを分かったということで、私としてはそういう希望をもっています。

○長谷川部会長

ありがとうございます。これは労働局さらには中央へのご要望ということで、一つのご意見ということですので、今ここでということではないのですけれども、何か事務局の方からございましたらお願いいいたします。

○高橋労働基準部長

ご意見として承ります。ただ一方で、私どもにおきましては、なかなか中小企業さんにとって賃金引上げが難しいという状況を踏まえまして、各種助成金とか支援策というものをご用意していますので、そちらの方も是非活用していただきたいと考えておりますし、あとなかなか相談しづらいというようなケースがあるかも分かりませんけれども、例えば、最寄りの監督署に相談に行きづらいというのであれば、働き方改革推進支援センターというものをご用意していますので、そういったところも活用していただきたいと考えております。私どもの支援策を一生懸命周知してまいりたいと思いますけれども、そういったものもあるということを是非ご認識いただければと思っております。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

○寺田委員

よろしいですか。今日本全体が抱えている課題なのかなと思っています。その中で申出を、我々は、特賃というアイテムを使って、そこはしっかりと各業種で企業、業種ごとの特賃を作っていくというところでありまして、やはりそこは製造業の特殊性をしっかりと保つために、そこの見合った賃金に上げていくために、そういう特賃を設定しましょう、必要ですよということを訴えて、それに及んで価格改定なしですねとなっていっている状況でもありますので、今地賃がこれだけ上がっている中でという状況でありますので、しっかりと日本全体で考えていかないといけない問題かなと思っています。

ここは我々も全くそれは、関係ないというふうには思っているわけではないので、その実情もいろいろな他の業種さんがいろいろなところを取り組んでおられるということも分かっているので、そこを加味して労使でもしっかりと議論できればなというふうに思っています。

○長谷川部会長

よろしいですか。業種分類が法律で定められたというところで来ているけれども、現状あるいは、今後についてというご推察に基づいた意見であり、審議会に對しての一つの意見ということです。

他はよろしいですか。それでは事務局から連絡がありますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

今回はありません。

○長谷川部会長

それでは、これで本日の審議は全て終了いたしました。委員の皆様のご協力により本日専門部会の報告を取りまとめることができましたことを、改めて本当に心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

以上をもちまして第3回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を閉会といたします。本日はお疲れ様でした。どうもありがとうございます。

白川賃金指導官

それでは、第3回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会は閉会いたしました。委員の皆様方は退出をお願いいたします。